

水産政策の改革に関する Q&A

質問・意見	水産庁からの回答
<p>① 水産資源管理 (資源評価・資源管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理は必要だが沖合と沿岸は事情が違う。I Q等の導入にあたっては沿岸の小規模漁業者へ配慮をすべき。 ・ 資源管理を強化するには、セーフティーネットを作り、漁業者に安心感を与えた上で実施すべき。 ・ T A C魚種が拡大した場合、底びき網漁業のように多くの魚種を漁獲する漁業種類については、I Q数量が少ない魚種の枠が一杯になると操業全体ができなくなるのではないか。 ・ T A Cによる国内規制を強化しようとしているが、日本の水域における外国漁船の漁獲にはどう対応するのか。周辺国との交渉にしっかり対応すべき。 ・ M S Yの概念については疑問を持っている専門家もいる。また、資源評価は漁業者に信頼されるか疑問。 	<p>⇒ I Qの導入に当たっては、大臣許可漁業など準備の整ったものから、順次、導入していくなど、現場の実態を十分に踏まえて対応してまいります。</p> <p>⇒ 新たな資源管理措置への円滑な移行を確保するために減船・休漁等の支援を行うことや、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を図ります。</p> <p>⇒ 海外では、複数魚種の数量をグループ魚種として管理する事例もあり、これらの海外事例も参考に操業への影響に配慮した方法を検討します。なお、やむを得ず休漁等をせざるを得ない場合には、その負担を軽減するための措置を講ずることにより、経営への影響を最小限に抑えられるように検討してまいります。</p> <p>⇒ 日本のE E Z内の資源管理の取組強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定や地域漁業管理機関といった国際的な枠組みを通じてしっかり交渉してまいります。 この交渉を強力に行うためにも、E E Z内の資源管理を強化することが不可欠です。</p> <p>⇒ 国連海洋法条約では、沿岸国は排他的経済水域の資源を最大持続生産量(M S Y)が達成可能な水準に維持・回復することを目的として管理することとされています。 また、我が国が加盟する北太平洋漁業委員会(N P F C)等の地域漁業管理機関においても、M S Yを目指して管理することとされています。 ※ 最大持続生産量(M S Y)とは、現状の環境条件の下で、長期的にみて漁獲量が最大となるような漁獲量をいいます。</p> <p>M S Y理論が実際の資源管理では活用困難との批判は以前からありましたが、近年は、最新の科学的知見に基づき、古典的なM S Y概念ではなく、より現実的なM S Yを算出し、資源管理に利用することが可能になってきました。</p> <p>米国やE Uで資源評価手法としてM S Yが利用されている中で、我が国としてもデータの収集体制を強化することにより、評価精度向上等を図り、M S Yの信頼性を高めてまいります。</p> <p>⇒ I Q配分については、漁業者の意見を十分に伺い、漁業者間で不公平感が生じることのないよう検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ I Qが導入され、実績に応じて大型船に数量が多く配分されるようになると、小型船が現状より不利になるのではないか。 	<p>⇒ I Q配分については、漁業者の意見を十分に伺い、漁業者間で不公平感が生じることのないよう検討してまいります。</p>

<p>(海区漁業調整委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海区漁業調整委員会の委員の選出方法や委員構成をどのように見直すのか。 <p>(栽培漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗放流の効果のあるなしは国の責任において判断するのか。 広域回遊魚種の栽培漁業をどのように進めていくのか。国が主体となって関係都道府県の連携を促進すべき。 	<p>⇒ 海区漁業調整委員会は漁業調整が主な役割であり、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を変えるつもりはありません。</p> <p>現状では、委員構成が固定化されていますが、今後の漁業の発展のためには、従来の漁業者に加え、資源管理の要素や経営に知見を有する方や公正な立場から判断できる方に入ってもらうなど柔軟な委員構成がとれる仕組みとすることが重要です。</p> <p>これに合わせて、選出方法について、漁民委員は、公選制を見直し、漁業者・団体による推薦とするなど、漁業者の意向を反映して適切な人選が行えるものとなるよう検討してまいります。</p> <p>⇒ 種苗放流の効果については、現在でも各都道府県が調査を行っています。なお、主要魚種については水研機構が資源評価の中で種苗放流の効果を測定しており、この基本的な役割分担は今後も変わらないと考えています。</p> <p>例えばトラフグのような広域回遊魚種の種苗放流については、放流の不公平感の解消に向けた枠組みの構築等を検討してまいります。</p>
<p>② 水産物の流通構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化や産地市場の統合を行った場合、魚価向上の効果はあるかもしれないが、漁業者の手間やコストが増えるのではないかと。 	<p>⇒ 産地市場統合は、市場の価格形成機能を活かして漁獲物をより高く売ることを目指すものです。統合に伴い品質管理の向上等市場機能を強化することにより、取組全体として漁業者の所得向上を実現していくことが必要と考えています。</p> <p>なお、先導的な産地市場統合の事例では、関係者で十分に話し合い合意形成を図った上で統合し、水揚げ金額や魚価向上などを実現しています。</p>
<p>③ 遠洋・沖合漁業 (漁業許可制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> I Q導入に伴う漁船の大型化は理解できるが、大型化による生産性の向上により沿岸漁業が脅かされることにならないか不安。沿岸と沖合漁業者の調整について、しっかり対応すべき。 	<p>⇒ I Qが適切に配分され、これが遵守されていれば、沖合漁業の漁船を大型化しても、従来以上にその漁獲が増えることにはならないと考えております。他方、大型化により時化でも操業できるようになるのではないかと、大型船が近接して操業すれば小型船の操業に影響するのではないかと、といった沿岸漁業者側の不安があるということも承知しております。そうした不安を払拭するために、水産庁としても沖合と沿岸の漁業者間の調整を行ってまいります。</p> <p>なお、漁船の労働環境や居住環境の改善のための大型化は、就業者確保のために重要と考えており、また、我が国の漁業全体として、沿岸、沖合それぞれの実態に即して、コスト削減や付加価値向上を行うことで生産性の向上を図っていくことが必要と考えております。</p>
<p>④ 養殖・沿岸漁業 (漁業権制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権については、従来どおり、漁協・漁連のみに免許されることを明確にすること。 	<p>⇒ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体(漁協)に付与することとしております。従って、法制化するにあたっては、共同漁業権が漁協・漁連のみに免許されることを明確に位置付ける考えです。</p>

(優先順位)

- ・ 適切かつ有効な活用をしている既存の者の継続利用を優先するといった場合、継続して免許されるのは、権利をもつ漁協か、行使する漁業者のどちらになるのか。漁協がきちんと管理している場合は引き続き漁協に免許されるということを確認して欲しい。
⇒ 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先することを法定することとしております。従って、既存の漁業権者である漁協が管理を行うことにより、漁場が適切・有効に活用されている場合には、その漁協に免許されることとなると考えております。
- ・ 適切かつ有効に活用している場合の継続利用と、漁業者が分割利用を希望した場合とではどちらが優先されるのかが分かりにくい。トラブルにならないようなルールづくりをしてほしい。
⇒ 従来から適切かつ有効に活用されている漁場については、既存漁業権者に免許されることとなっています。このような漁場を細かく区切ることは漁場の有効活用の観点から逆効果となるおそれがあるので、そのような事態が生じないように都道府県が適切に判断できるような考え方を示してまいります。
- ・ 「適切かつ有効な活用」の判断基準について、国はガイドラインのようなものを定めるのか。漁場は一定ではなく、現場の実態を踏まえた判断をすべき。
⇒ 免許自体は都道府県の自治事務ですが、「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は国が示すことを想定しています。
各地域の様々な条件の下で多様な活用の実態があると思われるので、実態に即した判断ができるよう検討してまいります。
- ・ 国が基準を示しても、県知事の恣意的な判断で、地域の漁業者等の意見を考慮せずに企業参入を進められるのではないのか。
⇒ 新たな区画の設定等にあたり、都道府県は漁業関係者の意見を聴いて、海区漁業調整委員会にも諮った上で漁場計画を作成することは従来と同様と考えています。その上で、意見聴取のプロセスは法定することとしており、漁業関係者の皆さんからどういう意見が出され、それにどう対応したかはオープンにするなど、恣意的な判断がなされないような仕組みとしていく考えです。
- ・ 県が新規参入を認めた場合には漁協の意見は聞かないのか。
⇒ 都道府県が免許をする場合には、その前に関係者の意見を聴いて漁場計画を策定するため、従来と同様に、その段階で関係する漁業者や漁協の意見も聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることとなります。

(沖合等の養殖)

- ・ 沖合等に新たに養殖区画を設定する場合に地元漁業者等の意見を聴かないのか。
⇒ 沖合等に区画を設定する場合も、都道府県が漁場計画を作成し、これに区画漁業権の内容を記載することを想定しています。今回の見直しにおいて、漁場計画作成のプロセスで漁業者等の要望を聞くこととしており、従来以上に透明性を高めたプロセスにおいて、沖合等の区画を設定する場合も当該水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることとなります。
- ・ 定置漁業権の優先順位は、地元利益を還元する趣旨で地元漁民主体の法人が高順位となっているものであり、順位規定の廃止には反対。
⇒ 現行の優先順位規定は、免許すべき者の順番を法律で規定しています。現に免許を受けて漁業を行っている者が、この規定によって免許の切替にあたって漁業を継続できなくなるリスクがあるという状況は、漁業経営の安定に支障となりえます。
今回、これを廃止し、適切・有効に活用している者の継続利用を優先するとして、それ以外の場合は地域水産業の発展に資するかどうかを判断して免許することとしています。
これにより、漁業権に基づき地元漁民の多くが関わって漁業が行われている場合は、その継続が保障されることとなりますし、既存の漁業権者がいない場合には、地元の漁民が主体となった法人を含め、地域水産業の発展の観点から、最も相応しい漁業者に免許されるものと考えています。

<p>(企業参入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、新規参入を進めていく場合、水産庁として、企業のような資本力のある経営体が漁場を利用する姿を目指していくのか。 <p>(沿岸漁場管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の内容が分かりにくい。対象となる漁場はどこになるのか。 <p>(養殖業の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな企業参入を進めれば、需給バランスが崩れて既存の養殖業者は経営が立ち行かなくなることを心配している。 	<p>⇒ 将来の漁場利用のあり方は地域の漁業者・漁業関係者が主体的に検討するものと考えています。</p> <p>水産庁としては、地域の漁業者が減少していたり、漁業所得が低迷し、地域の水産業の展望が得られない場合などには、地域の漁業者・漁協と企業が協調して漁業・漁村を活性化していくというケースも目指す姿の一つと考えています。</p> <p>⇒ 漁協が実施する藻場保全等の良好な漁場維持の活動は、組合員以外も含め広く受益されています。組合員以外も含めた活動として展開していく場合には、県の関与の下で漁協等による費用徴収を可能にして活動を継続できる仕組みを検討します。この活動の対象範囲は漁場計画において規定していくことを想定しています。</p> <p>⇒ 養殖については、単に新規参入・生産拡大を図るということではなく、伸びしろのある海外市場等の開拓を行い、需要に見合った生産を拡大していくなど、国が国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で養殖振興に取り組む考えです。あわせて、養殖経営のボトルネックとなる優良種苗や低コスト飼料等に関する技術開発・実用化、養殖適地の拡大や価格下落時のセーフティーネットの充実により、養殖業者の方々に懸念が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>⑤ 漁協制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者の所得向上を法律に明記することや販売のプロを登用することとした趣旨は何か。漁協に義務が生じるのか。 公認会計士の監査は今後どのように行っていくのか。少なくとも農協と同様の配慮をしてほしい。 生産組合の株式会社化を記載した趣旨は何か。 	<p>⇒ 漁協は販売事業を主な事業としているので、漁業者の所得向上の観点から、積極的に販売事業の強化に取り組んでいただくことを期待しています。</p> <p>販売事業を行う各漁協において販売の専門能力を有する人を理事にさせていただく必要がありますが、それに相応しい方であれば、常勤・非常勤の別を問わず、漁協の内部登用でも構わないと考えております。</p> <p>⇒ 先行する農協の事例も参考としつつ、公認会計士監査の導入に当たっては十分な移行期間も確保し、監査費用が実質的に増加しないよう、対象となる組合に対してきめ細かい配慮をしております。</p> <p>⇒ 生産組合は、漁業以外には自己が生産した漁獲物の加工・販売程度しかできず、地域の水産物を広く販売するとか、レストランを運営するといった更なる事業展開を希望する場合に、株式会社に移行する必要があります。今回の改革では、株式会社への組織変更を簡易な手続きで行えるようにするものです。</p>
<p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで漁業によって漁村の雇用等を守ってきた。改革によって漁村がなくなるようなことがないようにすべき。 今回の改革に関して、漁業者は不安や危機感を持っているので、各都道府県でも説明会を開催するなど、丁寧な説明をすべき。 	<p>⇒ 漁業者が、将来にわたって漁業を継続し、漁村の活性化につながるものが改革の目的です。水産基本計画に盛り込まれた施策も含め、漁業と漁村の活性化のため、予算措置等も含めて対応してまいります。</p> <p>⇒ 漁業者・漁業関係の皆様のご理解を得られるよう、様々な機会を通じて丁寧な説明を行ってまいります。</p>